よくある質問

2026.10.29

業種により異なる機械の法定耐用年数

Q セミナでのご質問

私は建設機械メーカーの営業担当です。
先日のセミナで、同じ機械でも使用する業種によって法定耐用年数が異なる場合があると学びました。
例えば、パワーショベルなどの建設機械は、使用する業種によってどのように耐用年数が変わるのでしょうか。

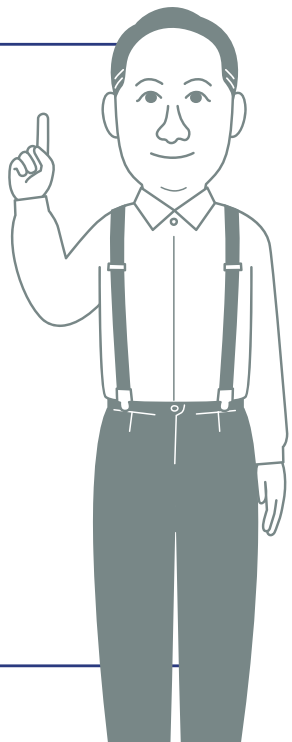
A キド先生からの回答

パワーショベルやブルドーザーなど、主として作業場で作業することを目的とする建設車両等は、「機械及び装置」として取り扱われ、その法定耐用年数は、どの業種用の設備として通常使用されているかによって判定します。そのため、同じパワーショベルでも、使用する業種によって法定耐用年数が異なる場合があります。主な例は次のおりです。

使用する業種	耐用年数省令別表第二の区分	法定耐用年数
農業	25　農業用設備	7 年
林業	26　林業用設備	5 年
採石業	29　鉱業、採石業又は砂利採取業用設備（その他の設備）	6 年
建設工事業	30　総合工事業用設備	6 年
その他	55　前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの（ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）	8 年

例えば、建設工事業で使用するパワーショベルは「総合工事業用設備」として 6 年となります。一方、リサイクル業・産業廃棄物処理業など、別表第二の1番から54 番までの設備の種類に該当しない業種で使用するパワーショベル等については、55番の「ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備」として8 年となります。

キド先生からのコメント



耐用年数通達 2−5−5 では、建設車両等について次のように定めています。

（特殊自動車に該当しない建設車両等）
2−5−5　トラッククレーン、ブルドーザー、ショベルローダー、ロードローラー、コンクリートポンプ車等のように人又は物の運搬を目的とせず、作業場において作業することを目的とするものは、「特殊自動車」に該当せず、機械及び装置に該当する。この場合おいて、当該建設車両等の耐用年数の判定は、法人の当該設備の使用状況等からいずれの業種用の設備として通常使用しているかにより判定することに留意する。

このように、パワーショベルなどは「車両及び運搬具」ではなく「機械及び装置」として取り扱われます。また、その耐用年数は機種だけで決まるのではなく、実際にどの業種用の設備として使用されているかによって判定します。したがって、機械を販売する際には、お客様の業種や実際の使用目的を確認することが大切です。